

所得控除の種類と控除額

ご承知のように、申告は所得について自分自身が正しく計算して提出することになっています。申告時の所得控除の種類と控除額についてご案内します。

所得税	各 種 控 除		町県民税	
380,000円	基 礎 控 除		330,000円	
380,000円	配 偶 者 控 除	一般の控除対象配偶者	330,000円	
730,000円		同居特別障害者である配偶者	560,000円	
480,000円		老人控除対象配偶者	380,000円	
830,000円		同居特別障害者である老人配偶者	610,000円	
380,000円	扶 養 控 除	一般の扶養親族	330,000円	
730,000円		同居特別障害者である扶養親族	560,000円	
630,000円		特定扶養親族	450,000円	
980,000円		同居特別障害者である特定扶養親族	680,000円	
580,000円		老人扶養親族	同居老親等	450,000円
480,000円			同居老親等以外の者	380,000円
830,000円		同居特別障害者である老人扶養親族		610,000円
930,000円		同居特別障害者である同居老親等		680,000円
270,000円	障 害 者 控 除	一般の障害者	260,000円	
400,000円		特別障害者	300,000円	
350,000円	特 別 寡 婦 控 除		300,000円	
270,000円	寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生 控 除		260,000円	
{(損害金額－保険金等で補てんされる額)－(所得金額の合計額×10%)}と{(差引損失額のうち災害関連支出金額)－5万円}とのいずれか多い方の金額		雑 損 控 除	所 得 税 と 同 じ	
(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額)－(10万円と「所得金額の合計額の5%」とのいずれか少ない方の金額) (最高限度額200万円)		医 療 費 控 除	所 得 税 と 同 じ	
支 払 っ た 保 険 料		社 会 保 険 料 控 除	所 得 税 と 同 じ	
支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額		小規模企業共済等掛金控除	所 得 税 と 同 じ	
25,000円までは支払った保険料全額 25,000円を超え50,000円までの場合 支払保険料×1/2+12,500円 50,000円を超え100,000円までの場合 支払保険料×1/4+25,000円 100,000円を超える場合一律に50,000円		生 命 保 険 料 控 除 ＋ 個 人 年 金 保 険 料 控 除	掛金が15,000円までは全額 掛金が15,000円を超え40,000円までの場合 支払保険料×1/2+7,500円 掛金が40,000円を超え70,000円までの場合 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円を超える場合一律に35,000円	
(長期)支払保険料が10,000円を超える場合はその 支払保険料×1/2+5,000円 (最高限度額15,000円) (短期)支払保険料が2,000円を超える場合はその 支払保険料×1/2+1,000円 (最高限度額3,000円) *最高限度額15,000円(長、短期併せて)		損 害 保 険 料 控 除	(長期)支払保険料が5,000円を超える場合はその 支払保険料×1/2+2,500円 (最高限度額10,000円) (短期)支払保険料が1,000円を超える場合はその 支払保険料×1/2+500円 (最高限度額2,000円) *最高限度額10,000円(長、短期併せて)	
白 色 配偶者 860,000円 配偶者以外の者 500,000円		専 従 者 控 除	所 得 税 と 同 じ	
な し		障 害、寡 婦、寡 夫、未 成 年 の 非 課 税 範 囲	所 得 1,250,000円 以 下	
所 得 650,000円 以 下		勤 労 学 生 控 除 の 対 象 と な る 者 の 範 囲	所 得 税 と 同 じ	